

総社市告示第141号

総社市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱（令和3年総社市告示第81号）の一部を次のように改正する。

令和3年9月17日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

改正後	改正前
<p>（申請及び支給の方式） 第8条 申請者は、自立支援金申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。 （1）～（5）略  <u>（6）略</u> <u>（7）略</u> 2 略</p>	<p>（申請及び支給の方式） 第8条 申請者は、自立支援金申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。 （1）～（5）略 <u>（6）第3条第5号アに該当する場合、公共職業安定所から交付を受けた求職受付票の写し</u> <u>（7）略</u> <u>（8）略</u> 2 略</p>

附 則

この告示は、令和3年9月21日から施行する。